

～安心して暮らすために～

令和元年度

# 成年後見制度講演会・

## 広島市市民後見人養成研修事前説明会

7月7日・7月15日 13:30～15:30

参加費無料(要申込)



誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、地域住民としての視点から、認知症や障害などにより判断能力が十分でない方を支援する「市民後見人」の活躍が期待されています。広島市社会福祉協議会では、社会貢献に意欲と熱意のある市民の方を対象に、第2期の「広島市市民後見人養成研修」を実施する予定です。

今年度も、養成研修を実施するに先立ち、成年後見制度について理解を深めていただく講演会とあわせて、市民後見人養成研修の事前説明会を開催します。

成年後見制度について知りたい方、市民後見人に興味がある方の御参加をお待ちしています。

※講演会・事前説明会への参加が、市民後見人養成研修の受講要件となりますので、御注意ください

### —プログラム

※7月7日(日)・15日(月・祝)の両日とも内容項目は同じです。

- 13:00～ 受付
- 13:30～ 開会あいさつ・資料確認・講師紹介
- 13:35～ 講師講演

(講演内容) ※5～10分程度の質疑応答時間有り  
・成年後見制度の基礎知識  
・成年後見制度を取り巻く社会情勢について 等

- 14:55～ 事前説明会

(説明会内容)  
・市民後見人について  
・広島市市民後見人養成研修について 等

- 15:30 閉会あいさつ

### 成年後見制度講演会

7月7日 定員100名  
(先着順)

講 師 弁護士  
**日野 真裕美 氏**

7月15日 定員100名  
(先着順)

講 師 司法書士  
**松田 佐智子 氏**

### 市民後見人養成研修事前説明会

場 所：広島市総合福祉センター5階 ホールA・B・C  
(広島市南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま内)

広島駅南口から徒歩3分※地下2階と地上1階のそれぞれ2か所に出入口があります。



※会場へは公共交通機関でお越しください。※会場では要約筆記・手話通訳がございます。

申込内容のお問合せ先は裏面を御覧ください。

主催：(社福)広島市社会福祉協議会(広島市からの委託事業)

# 成年後見制度 講演会 参加申込書

お手数ですが、お一人につき1枚御提出いただきますようお願いいたします。

ふりがな			
氏 名			
住 所	〒	-	
連絡先 (日中連絡できる番号)	電話番号	( )	—
FAX番号	( )	—	
参加希望日	希望日の選択欄に○を入れてください		
	<input type="checkbox"/> ① 令和元年7月7日(日)	<input type="checkbox"/> ② 令和元年7月15日(月・祝)	

**FAX : 082-264-6437**

(社福)広島市社会福祉協議会 生活支援課 福祉サービス利用援助係 行

## 講演会・事前説明会へのお申込み方法

- それぞれの開催日を御確認のうえ、御都合のよい方にお申込みください。

### 郵送・ファックスの場合

参加申込書に必要事項を記入し、以下の住所又はFAX番号あてにお送りください。

住 所／〒732-0822  
広島市南区松原町5-1  
広島市総合福祉センター内  
(社福)広島市社会福祉協議会  
生活支援課 福祉サービス利用援助係  
FAX番号／082-264-6437

### 電話・Eメールの場合

氏名・住所・連絡先(日中連絡のとれる電話番号など)・  
参加希望日を伝えてお申込みください。

電 話 082-264-6406  
(生活支援課 福祉サービス利用援助係)  
● お電話の場合は、  
月～金の8:30～17:15の受付になります  
Eメール／  
riyo-enjo@shakyohiroshima-city.or.jp

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。特に連絡がない場合は希望どおり御参加いただけます。

※参加証はありません。当日会場にお越しください。

※このお申込みでお伝え頂いた個人情報は、この講演会・事前説明会の運営にのみ使用します。

- 内容に関するお問い合わせも、上記のお申込み先までお願いします。

## 市民後見人養成研修の受講対象者について

- 市民後見人養成研修は10月から開講することを予定していますが、受講対象となるのは右記の全てに当てはまる方です。
  - ① 事前説明会に参加していること。
  - ② 広島市民であること。
  - ③ 平成31年4月1日現在で、70歳未満であること(ただし、未成年者、学生は不可)。
  - ④ 指定する講座(50時間程度で、主に土曜日に開催予定)を全て受講することが可能で、養成研修修了後、広島市で市民後見人として活動できること。
  - ⑤ 弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士・社会保険労務士の資格を持っていないこと。
  - ⑥ 現に後見人・保佐人・補助人(親族後見人等)として選任されていないこと。

この度の講演会・事前説明会は、市民後見人養成研修の受講を検討されていない方でも御参加いただけます。